本号で公布された法令のあらまし

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一二号）（総務省）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第一条第九号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一月一日とすることとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令（政令第三一三号）（総務省）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日は、令和四年一月一日とすることとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（総務省）

１　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

２　石油コンビナート等特別防災区域のうち、川内地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区等について区域の縮小を行うこととした。（別表関係）

３　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

４　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一五号）（国土交通省）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

◇無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一六号）（国土交通省）

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六一号）の施行期日は令和四年六月二〇日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年一二月二〇日とすることとした。

◇航空法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三一七号）（国土交通省）

１　航空法第一三一条の六第一項の登録等を申請（以下「登録等の申請」という。）する者が納付すべき手数料の額は二、四〇〇円（一定の場合は二、〇〇〇円）とすることとした。（第八条第一項関係）

２　１の規定にかかわらず、１に規定する者が当該登録等の申請を電子申請により行う場合における手数料の額は、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法により本人であることの確認を受ける場合等は九〇〇円（一定の場合は八九〇円）とし、それ以外の場合は一、四五〇円（一定の場合は一、〇五〇円）とすることとした。（第八条第二項関係）

３　無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第三項の規定により同項に規定する者が国に納付しなければならない手数料の額は、１及び２の規定の例によるものとすることとした。（附則第二項関係）

４　この政令は、改正法の施行の日（令和四年六月二〇日）から施行することとした。ただし、３の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年一二月二〇日）から施行することとした。

政　令

政令第三百十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第九号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一月十一日とする。

御　名　御　璽

令和三年十一月二十五日

総務大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄